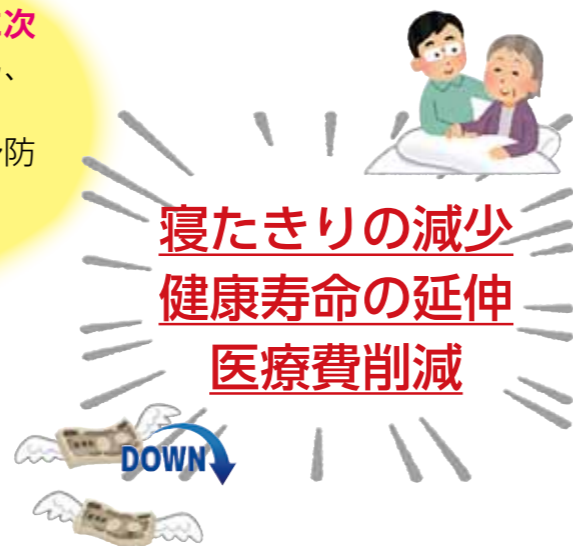


けんこうだより

平成30年12月14日

脳卒中・循環器病対策基本法が成立しました

脳梗塞や心臓病は、日本人の死因としてがんに次ぐ上位を占め、介護を必要とする患者が増加し、なおかつ高額な医療費がかかる原因疾患です。この法律は、生活習慣の改善と循環器疾患の予防のために計画的な推進を図るための法律です。



期待されること

脳梗塞の1/3は不整脈(心房細動)が原因です

心臓病は予防ができる!

- ♥ 心臓リハビリの普及
- ♥ 新しい治療法の開発
- ♥ 救急治療の拠点化、疾病登録
- ♥ 健診システムの充実

氷川町は特定健診対象者すべてに心電図検査を実施するので、早期発見できます

お知らせ

節目人間ドックは平成31年度で終了します。平成32年度以降は国保または一般ドックでお申し込みください。

【お問い合わせ先】健康福祉課 保健予防係(健康センター内) ☎52-7154

子どもの医療費助成を15歳から18歳までに拡大 ～こども医療費助成制度～

氷川町では、児童などの疾病の早期治療を促進し、健全な育成と保護者の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。

これまでの「児童医療費助成制度」の助成対象は15歳(中学校卒業)まででしたが、今回「こども医療費助成制度」に名称を変更し、平成31年4月1日以降の診療分より助成対象を18歳(高校卒業)までに拡大します。

1.助成対象者

氷川町内に住所があり、健康保険に加入している0歳から18歳(高校3年生)までの人

2.助成範囲(これまでと同じ)

外来通院、入院(食事療養費などは除く)に要した医療費(保険適用分)の一部負担金の全額
※保険調剤薬局における調剤費、保険医療の対象となった柔道整復師による施術費も対象

注意! 助成対象ではないもの

- ・健康保険の適用とならない費用(文書料、予防接種代など)
- ・入院時の食事療養費や個室料
- ・健康保険の高額療養費、家族療養附加給付などの助成がある費用
- ・学校、幼稚園、保育園での怪我などで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる費用
- ・その他公費負担(育成医療、ひとり親家庭等医療など)がある費用

3.手続き方法

現在中学3年生と高校1年生・2年生の保護者に、「こども医療費受給者認定申請書」を郵送しています。必要事項を記入し、健康福祉課または宮原振興局 総務振興課へ提出してください。

4.受給者証

受給者証の発行は申請内容を確認後、3月下旬頃に郵送予定です。
※現在中学2年生以下の人は、4月1日以降も受給資格が継続しますので、手続は不要です。
元号変更後、有効期限を変更した新しい受給者証を5月以降に郵送します。

【お問い合わせ先】健康福祉課 ☎52-5852